

8. 世田谷区外からの申込み、世田谷区外への申込み

[ページID : 1559]

(1) 世田谷区外から区内の保育園等を希望する場合

- * 転入予定者も含め、区外在住中は、**区立保育園**を希望することはできません。
(世田谷区民となった後の申込みは区立保育園も希望することができます)
- * 世田谷区外の保育園等と併願される場合は事前に入園担当(電話：03-5432-1200)にご相談ください。
- * 世田谷区へ転入予定であっても、入園月前月末までに転入できない場合や、必要書類が揃わない場合には、「B 世田谷区に転入しない方」の扱いとなります。
- * 転入継続は、51 ページ問22を参照してください。

A 世田谷区に転入予定の方 ※海外からの申請も可能

申請方法	世田谷区に直接申込み ● 電子申請：区の HP [ページID : 1565] から申請 ● 窓口申込：世田谷区の各総合支所子ども家庭支援課窓口へ提出 ● 郵送申込：世田谷区保育認定・調整課入園担当あてに郵送 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区 保育認定・調整課 入園担当あて
申込締切日	世田谷区の申込締切日(13ページ参照)
必要書類	① 申込書第1面の申請者(保護者)と家庭状況に記載された全員の本人確認書類(住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、医療証の写しなど) ② 【世田谷区様式】保育所等入園(転園)申込書兼教育・保育給付認定申請書(2号・3号用) ※海外から申請する場合は、日本国内で連絡可能な電話番号の記載が必要です。 ③ 【世田谷区様式】要件確認書類(詳細は18～19ページ参照) ④ 保育料階層を決定するための税書類(詳細は20ページ参照) ⑤ 【世田谷区様式】受託証明書(認可保育園以外の認可外保育施設等に預けている場合) ⑥ 【世田谷区様式】転入に関する申立書 ⑦ 世田谷区への転入を証明する資料(次の(ア)～(ウ)のいずれか) (ア) 契約期日および入居者欄に転入する家族全員の記載がある賃貸借契約書の写し(契約締結後のもの) (イ) 引渡日の記載がある家屋の売買契約書の写し(契約締結後で、押印のあるもの) (土地の売買契約書だけでは証明になりません) ※契約期日および引渡日が入園希望月の前月末までのもの (ウ) 【世田谷区様式】同居予定に関する申立書(世田谷区内にお住まいのご親族と同居される場合) ※住宅所有者(もしくは同居予定者)が作成し、同居開始日が入園月の前月末までのもの
選考結果	世田谷区が選考を行い、世田谷区から結果をお知らせします。 * 世田谷区へ転入後は入園可否にかかわらず以下の手続きが必要です。(選考結果をお知らせする前に転入された方についても、手続きが必要です。)
内定者	* 以下の手続きをしないと内定取消になります。 ① 入園月の前月末までに世田谷区へ転入の手続き、内定施設での面接・健康診断 ② 入園月の1日(1日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに各支所窓口で世田谷区民として保育所等入園(転園)申込書兼教育保育給付認定(2号・3号用)の再提出
非内定者	転入後も申込みを継続される場合は、各支所窓口で世田谷区民としてあらためて入園申込をしてください。また世田谷区外の認可保育園に継続して通う場合はP51問22を参照ください。

B 世田谷区に転入しない方（在勤者、通過者）

* 世田谷区に転入予定はない方も在勤者もしくは通過者としてお申込みが可能です。

- ・ 在勤者：世田谷区に転入予定はないが勤務地が世田谷区内の方
世田谷区民と同様の選考となりますが、調整基準20(31ページ参照)が適用されます。
- ・ 通過者：世田谷区に転入予定のない方(就学先、付き添い施設等が区内の場合も含みます)
世田谷区民および在勤者の選考後に空きがあれば内定する可能性があります。

申請方法	お住まいの自治体に下記必要書類を提出
申込締切日	世田谷区の申込締切日の1週間前まで(申込締切日までに必着)
必要書類	① お住まいの自治体が指定する必要書類一式 ② 【世田谷区様式】保育所等入園(転園)申込書兼教育・保育給付認定申請書(2号・3号用) ③ 【世田谷区様式】要件確認書類(就労証明書等、詳細は18～19ページ参照) ④ 保育料階層を決定するための税書類(詳細は20ページ参照) ⑤ 【世田谷区様式】受託証明書(認可保育園以外の認可外保育施設等に預けている場合)
選考結果	世田谷区が選考を行い、お住まいの自治体から結果をお知らせします。

* 4月選考のみ以下の取り扱いになります。

クラス年齢	申請状況	4月一次	4月二次
1～2歳児クラス	在勤者／通過者	申込不可	
0歳児クラス	在勤者	申込可	申込可
3～5歳児クラス	通過者	申込不可	

(2) 世田谷区外の保育園等を希望する場合 [ページID: 1566]

* 各自治体によって施設の対象年齢等は異なりますので、必ず事前にご確認ください。

	区外へ転出予定の方	区外へ転出しない方(郵送・電子不可)
申請方法	転出先の自治体に直接申込 ※直接申込が可能か自治体にご確認ください。	世田谷区の各総合支所子ども家庭支援課窓口へ提出
申込締切日	転出先の自治体の申込締切日	各自治体の申込締切日までの1週間前まで(締切日直前の申込は受付できない場合あり)
必要書類	転出先の自治体が指定する書類一式	① 【世田谷区様式】保育所等入園(転園)申込書兼教育・保育給付認定申請書(2号・3号認定用) ② 申込先の自治体が指定する申込書類一式 ※世田谷区の認可保育園を申込中で、世田谷区外の保育園を併願される方は、世田谷区内外を含めた総合順位の記載のある【世田谷区様式】申込内容変更・取下届」と、併願先自治体指定する申込書類一式をご提出ください。
選考結果	転出先の自治体が選考し、結果をお知らせします。	申込先の自治体が選考を行い、世田谷区から結果をお知らせします。
注意事項	区内の認可保育園に在園されている方が内定された場合は、必ず入園月の前月末日までに退園届を在園中の保育園にご提出ください。	・ 書類不足や記入不備等により申込を受け付けられなかった場合でも当区は責任を負いかねますので、必ず各自治体にご確認のうえご提出ください。 ・ 直接申込不可の自治体へ申し込む方、月途中で転出する方、他区と併願する方もこちらの申請方法です。 ・ 区外の保育園を併願中の方は、上位で希望の保育園の選考結果をお待ちください。